

## ○ 農業青色申告制度主な特典（農業所得者に関する主なもの）

### I 青色申告特別控除

i 不動産業、事業（農業）所得を生ずべき事業を営む青色申告者（現金主義の規定の適用を選択している者を除く）で、正規の簿記（一般的には複式簿記）を記帳し、確定申告書に「貸借対照表」と「損益計算書」を添付する場合→**最高 55 万円控除**できます。

※次のいずれかに該当する場合は、**最高 65 万円の控除**を受けることができます。

①電子帳簿保存法による、「電子帳簿保存」を行っていること。

②確定申告書及び青色申告決算書を「e-Tax」を使用して行うこと。

ii 上記以外の青色申告者は、不動産所得の金額、事業（農業）所得の金額、山林所得の金額から、**最高 10 万円の青色申告特別控除**をすることができます。

### II 青色専従者給与の必要経費算入

青色申告者と生計を一にする 15 歳以上の親族（6 親等以内の血族及び 3 親等以内の姻族）で、もっぱら農業に専従している場合（6 カ月以上）

→給与が労務対価として適正な金額であれば、**全額必要経費に算入**できます。

※（「青色事業専従者給与に関する届出」の提出が必要）

なお、原則、実際に支払われた給与は必要経費に計上できますが、**未払給与は経費計上はできません。**

### III 減価償却費の特例

農業経営の用に供している建物や機械、車両等の固定資産の取得価格を、一定の方法でその資産の耐用年数に定期的に配分して各事業年度の費用にします。

#### 青色申告者の場合

特例 その事業年度の減価償却費に加え、一定の要件により取得価格の一定割合を償却する「特別償却費」を必要経費に算入することが出来ます。

#### 青色申告者で認定農業者の場合

特例 認定計画等に従って経営所得安定対策交付金等を「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた時の必要経費算入、当該準備金を取り崩し農用地等の取得をした場合の圧縮記帳による課税の特例を受けることが出来ます。

## 青色申告者の場合

特例 その事業年度の減価償却費に加え、一定の要件により取得価格の一定割合を償却する「特別償却費」を必要経費に算入することができます。

青色申告者で認定農業者の場合

特例 認定計画等に従って経営所得安定対策交付金等を「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた時の必要経費算入、当該準備金を取り崩し農用地等の取得をした場合の圧縮記帳による課税の特例を受けることができます。

## IV 家事関連費の必要経費算入

青色申告者の家事関連費は、取引の記録等によって農業経営上直接必要であることが、明らかにできれば、必要経費とすることができます。

## V 貸倒引当金の必要経費算入

必要経費は、債務の確定したものが対象（減価償却費は除く）

しかし、農業経営上生じた「売掛金」や「貸付金」など、将来の貸し倒れによる損失の見込額として、その年の12月31日の帳簿価格の売掛金の5.5%に相当する金額を限度として、必要経費に算入できます。

必要経費に算入された貸倒引当金の額は、その繰り入れをした年の翌年分の事業（農業）所得の金額の計算上、総収入額に算入（繰戻し）します。

## VI 現金主義による所得計算の特例

事業（農業）所得、不動産所得がある青色申告者

前々年の事業（農業）所得と不動産所得の金額の合計額が300万以下（青色専従者給与額や白色の事業専従者控除を差し引く前の金額）の場合

→その年において実際に入金した売上や雑収入の金額（家事消費等含む）と実際に出金した仕入れや経費の全額（減価償却費等含む）を基に、計算する特例を受けることができます。

## VII 純損失の繰越控除

i 純損失の繰越控除

事業（農業）所得の金額の計算上生じた損失（赤字）の金額を、一定の順序に従い損益通算します。それでも控除しきれない金額（純損失の金額）があるときは、純損失の生じた年の翌年以降3年間にわたり繰越すことができます。